



検察庁ってどんなところなの？

～検察事務官 No.2～

熊本地方検察庁新聞第3号では、検察事務官の仕事のうち、捜査・公判(裁判)部門の仕事について説明しましたが、今回は、**検務(けんむ)部門**の仕事についてお話しします。

検務部門は、**事件(じけん)**、**令状(れいじょう)**、**証拠品(しょうこひん)**、**執行(しっこう)**、**徴収(ちようしゅう)**、**犯歴(はんれき)**、**記録(きろく)**の事務に分かれています。

【事件事務】 警察などの捜査機関から送られてきた事件が法律上定められた手順に従っているかどうかを

確認して、事件の受理手続きを行います。**【令状事務】** 逮捕状、勾留状等の令状請求やその執行等に関する事務を行います。



【証拠品事務】 警察などの捜査機関から送られてきた証拠品を受け入れる手続きを行います。その後、事件の推移により、証拠品の保管や処分を行います。

【執行事務】 裁判で懲役や禁錮の判決が確定すると、検察官が、その刑の執行を指揮しますが、その裁判の把握や刑の執行に関する事務を行います。

今回は、検務部門の残りの**徴収**、**犯歴**、**記録**の事務と事務局事務について説明します。

法の日週間(10/1～10/7) 検察庁・裁判所見学会

10月1日、検察庁と裁判所の合同見学会を開催しました。当日は、約50名の方に参加していただきました。

見学会では、検察業務についてのDVD上映後、見学者の方が検察官役となり、模擬取調べ(詐欺事件)を行いました。また、会場内に手錠や警棒、逮捕状等の見本を展示し、見学者の方は、実際に手に取ったり、装着したりされていました。



模擬取調べの様子



手錠等の展示

県立玉名工業高校 ～模擬裁判～

10月7日、玉名工業高校3年生約240名による模擬裁判が行われました。模擬裁判に先立ち、9月22日に、検察官による裁判員制度や刑事手続を含む検察庁の業務説明会を開催し、その後の模擬裁判リハーサルなどを経て模擬裁判の当日を迎えました。

模擬裁判当日は、生徒さんが2組に分かれ、それぞれ真剣なやりとりが繰り広げられました。



審理の様子



評議の様子

検察庁職員からのメッセージ

～次世代を担う少年たちへ～



みなさん、こんにちは。

私は、今年の4月に検察事務官として採用されたばかりで、日々、先輩方の丁寧な御指導を受けながら仕事をさせていただいています。

私は、中学生のころ、行政書士や検察官の仕事を題材にしたドラマを観て、正義を守るという検察官の仕事が単純にかっこいいと思い、強い

憧れを抱くと同時に、法律関係の仕事に直感的な興味を持ちました。その興味は高校に入っても変わらず、大学も法学部へ進学しました。大学で勉強する中で、人が人を裁くとはどういうことなのか、それはなぜ認められるのかなどの様々な疑問を感じました。

就職するに当たって色々迷ったこともありましたが、最終的に私がこの仕事を選んだ理由は、まず、疑問に感じたことを突き詰めて考えながら解決に結び付けていく仕事があったこと、次に、法律関係の仕事に以前から憧れがあり、中学生の時にかっこいいと思った気持ちを大学生の時までずっと変わらず持ち続けたことです。

まだまだ新米の私にとって、検察庁の仕事は難しいと感じるものばかりですが、私の好奇心や探求心を満足させてくれる環境の中で仕事ができる今をとてとても幸せに感じています。この幸せが、今後、仮に辛いことがあっても頑張っていくことができる原動力になってくれると思います。

みなさんは、今のうちにいろんなことを経験して、まずは自分が興味を持てるものを探してみてください。

その興味が、みなさんの「これから」につながっていくと思います。【検察事務官】



裁判員制度 について - vol.1 -

Q1 裁判員制度とは何ですか？

国民の皆さんに、裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が、有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める「国民の司法参加」を実現する制度です。

なお、裁判員制度が開始された平成21年5月21日から本年10月30日までに、熊本では17件の裁判員裁判が行われました。



Q2 裁判員が参加するのはどのような事件ですか？

代表的な例をあげると、次のような場合があります。

- ① 人を殺した場合（殺人）
- ② 強盗が、人に怪我をさせ、あるいは、死亡させた場合（強盗致死傷）
- ③ 人に怪我をさせ、その結果、死亡させた場合（傷害致死）
- ④ ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合（危険運転致死）
- ⑤ 人が住んでいる家に放火した場合（現住建造物等放火）
- ⑥ 身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身の代金目的誘拐）
- ⑦ 子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合（保護責任者遺棄致死）



Q3 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

前年の11月ごろまで

① 裁判員候補者名簿を作成します。

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。

② 候補者へ通知・調査票の送付

この段階では、裁判所に行く必要はありません。

③ 事件ごとにくじで、裁判員候補者が選ばれます。

事件ごとに、①の名簿の中からくじでその事件の裁判員候補者を選びます。

④ 選任手続期日のお知らせ（呼出状）・質問票の送付

⑤ 裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続が行われます。

裁判長から、辞退希望がある場合の理由などについて質問されます。

⑥ 裁判員が選ばれます。

原則、裁判の6週間前まで

裁判員選任手続期日



調査票を活用し、明らかに裁判員になることができない人や1年を通じて辞退事由が認められる人は、裁判所に呼ばれることはありません。



質問票に基づいて辞退が認められた人は、呼出しを取り消されることになり、裁判所に行く必要はありません。

この段階において、裁判員になれない理由のある人は候補者から除外されます。また、検察官や弁護人の請求により、候補者から除外されることもあります。

検察庁では、出前・移動教室（法教育、模擬裁判など）を行っています！また、裁判員制度について分かりやすく紹介したDVD（「総務部総務課 山口六平太 裁判員制度プロジェクトはじめます！」など）の貸し出しや裁判員制度に関するパンフレットを配布していますので、活用される場合は、お問い合わせください。

◆問い合わせ先◆

〒860-0078 熊本市京町1丁目12番11号 熊本地方検察庁企画調査課（広報担当）

電話 096-323-9035 FAX096-323-9097

メールアドレス 39-kikakutyousaka@ppo.moj.go.jp

ホームページアドレス <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtml>

詳しくは↓↓

熊本地方検察庁

検索

